

2020年3月13日

各位

社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会  
東京手話通訳等派遣センター  
センター長 高岡 正

手話通訳者および要約筆記者の派遣に係るキャンセル料の改定について（お願い）

拝啓 早春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、企業・官公庁・団体・学校等からのご依頼を承り、当センターの手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業に関し、2020年4月1日（水）派遣分よりキャンセルに係る料金を下記のとおり改定することになりました。

今後も皆様のニーズに対応した手話通訳者・要約筆記者を派遣するため、人材確保に努めていく所存でございます。

何かと厳しい情勢の中、大変恐縮ではございますが、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定日

2020年4月1日（水）派遣分より

2. キャンセル料を請求する際の基準（改定）

【改定前】

派遣前日（前日が当センター閉所日の場合はその前日の開所日）の午前中までにご連絡いただいた場合、通訳料金やキャンセル料等はいただいておりません。

それ以降のキャンセルの場合は、通訳者1名につき、最初の1時間分の通訳料金をご請求いたします。

直前の時間変更や人数の変更についても同様の扱いとさせていただきます。

【改定後】

派遣前々日（前々日が当センター閉所日の場合はその前開所日）の昼12時までにご連絡いただいた場合、通訳料金やキャンセル料等はいただいておりません。キャンセルの連絡は原則、EメールまたはFAXにて承っております。

それ以降のキャンセルの場合は、通訳者1名につき、最初の1時間分の通訳料金をご請求いたします。

前々日の昼12時以降の1時間を超える派遣時間の短縮や、派遣人数の変更（人数減）の場合も同様の扱いとさせていただきます。

※天災地変、暴動、公共交通機関の運行中止、官公署の命令などの派遣を申請した企業・団体などの関与しえない事由により会議・研修・行事などが中止となり、手話通訳者・要約筆記者の派遣がキャンセルになった場合はキャンセル料をいただきません。

このような事象によるキャンセルの際は可能な限り早めにご連絡ください。

※日々多くの派遣依頼に応じています。必要な派遣先に適切に派遣をするためにも、キャンセルが分かり次第、早めにご連絡ください。

以上

<本件の問い合わせ先>

東京手話通訳等派遣センター 事務統括 江原  
TEL 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868  
Eメール tohaky@tokyo-shuwacenter.or.jp